

SAJ 令和 5 教第 155 号  
令和 4 年 10 月 5 日

公益財団法人全日本スキー連盟  
加盟団体 各位

公益財団法人全日本スキー連盟  
教育本部長 白石 博基  
(公印省略)

研修会・クリニックを新型コロナウイルス関連で欠席した場合、または主管団体が  
事業を中止した場合の救済措置について

日頃より、本連盟の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、9月9日付 SAJ 令和 5 教第 080 号「研修会、クリニック、検定会  
を参加者が欠席した場合、事業を中止した場合の取り扱いについて」で、今年度からは、  
コロナの罹患等を含め、欠席した場合や、主管団体が事業を中止した場合ともに、研修が  
修了しなかった場合は、研修修了とせず、資格更新はしないことといたしますと通知した  
ところ、一部の加盟団体から、特別措置の廃止に関するご案内時期について周知期間が必  
要になるため、再考してほしいとのご要望がありました。

再度検討した結果、今年度に限り、申込済参加者について、研修会・クリニックを新型  
コロナウイルス関連で欠席した場合、または研修会・クリニックの主管団体が事業を中止  
した場合は、以下のレポート課題提出により研修修了扱いとする救済措置を講じますが、  
次年度以降は救済措置は講じません。

上記レポート課題の案内・受理・審査・結果通知については、当該研修会・クリニック  
の主管加盟団体で行ってください。

## 記

課題：

参加予定だった当該研修会・クリニックの「SAJ 教育本部研修課題ハンドブック 2023」  
関連箇所を要約し、自身の実践に活かす具体的な方策について 800 字程度で述べなさい。

提出先と提出方法：

当該研修会・クリニックの主管加盟団体が指定した提出先と提出方法による。

(提出方法例：400 字詰め原稿用紙、またはワード等 {様式自由、総文字数を末尾に明記  
のこと} を、印刷または電子ファイルで提出のこと)